

事 務 連 絡
令和 4 年 8 月 3 日

介護サービス事業者 代表者様

砺波地方介護保険組合業務課長

令和 4 年 10 月からの介護職員等ベースアップ等支援加算に係る計画書の提出について

日頃から、当組合の介護保険施策等の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和 4 年 10 月以降について介護職員の収入を 3%程度（月額 9,000 円相当）引き上げるための措置を講じるため、介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「ベースアップ等加算」という。）が創設されました。

令和 4 年 10 月から ベースアップ等加算 を算定される場合は、「介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書 ・介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計画書」 をご提出いただく必要があります。

つきましては、必要書類を下記により提出くださいますようお願いいたします。

記

1 提出書類

- (1) 介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書・介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計画書〔様式 2-1～2-4〕

※様式 2-2、2-3 は、令和 4 年度の処遇改善加算・特定加算を取得済みである場合、提出不要です。

- (2) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
地域密着型サービス事業所〔別紙 3-2〕
総合事業サービス事業所〔別紙 1〕
- (3) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
地域密着型サービス事業所〔別紙 1-3〕
総合事業サービス事業所〔別紙 2〕

※事業所の数に応じて提出が必要です。

- 2 提出先 砺波地方介護保険組合業務課 郵送
(〒939-1392 砺波市栄町7番3号)

- 3 提出期限 令和 4 年 8 月 31 日（水）※必ず法人単位で提出してください。

4 留意事項

○計画書の提出が令和 4 年 8 月 31 日（水）までに間に合わない場合、当該加算の算定開始は令和 4 年 11 月以降になります（令和 4 年 10 月は算定できません）。

○様式等については、砺波地方介護保険組合 HP をご確認ください。

(URL <http://pci-area.tonami.toyama.jp>)

〔事務担当〕 砺波地方介護保険組合業務課

TEL 0763 (34) 8333